

東北公益文科大学との公的研究費に係る取引に関する基本事項

東北公益文科大学（以下「本学」という。）が執行する公的研究費は、社会規範、法令および学内規則その他のルールを遵守し、公正かつ効率的に使用することとしておりますので、以下の事項を遵守する者のみと取引させていただきます。

記

- (1) 本学の規則等を遵守し、下記の不正に関与しないこと。
 - ①贈賄
 - ②談合
 - ③本学教職員や学生等の公的研究費使用者（以下、「研究費使用者」という。）との癒着
 - ④預かり金
 - ⑤架空発注
 - ⑥取引事実と異なる書類の提出
- (2) 内部監査やその他調査等において、取引帳簿の閲覧や提出等の要請に協力すること。
- (3) 本学研究費者から不正行為の依頼等があった、または不正が疑われる行為を発見した場合には拒否し、本学の相談窓口または通報窓口へ連絡すること。
- (4) 本学の公的研究費に係る物品の納品時は、納品日を明記した納品書を納品物品に添えて提出すること。
- (5) 研究費使用者から直接税込 10 万円以上の発注、あるいは本来 1 件の調達として取引するものを故意に分割して発注依頼があった場合には、本学の相談窓口へ連絡すること。

以上